



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会社名 スズキ株式会社
代表者名 代表取締役 鈴木 修
(コード：7269 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室 経営管理・IR・CSR 部長
小林 聖慈
電話番号 (053) 440-2030

和解による仲裁の解決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 24 日に国際商業会議所国際仲裁裁判所に対して仲裁を申し立てておりましたが、今般、和解が成立しましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 仲裁の申し立てから和解に至るまでの経緯

平成 27 年 8 月 30 日付「仲裁判断に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、仲裁廷は、フォルクスワーゲン AG (以下、VW) が主張した当社の契約違反に基づく損害について引き続き仲裁において審議することを示しました。この審議に関して、平成 28 年 2 月 10 日に、当社及び VW との間で、和解が成立しました。これにより仲裁が終結することになります。

2. 和解の相手方の概要

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 名 称 | フォルクスワーゲン・アクチエンゲゼルシャフト |
| (2) 所 在 地 | ドイツ連邦共和国 ヴォルフスブルク 38440 ベルリーナ・リンク 2 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 取締役会会長マティアス・ミュラー |

3. 和解の内容

VW が損害賠償請求を取り下げ、当社が VW に対し、本件の和解金として一定の金額を支払うことを内容としています。

(注：和解金額を含む和解内容の詳細については、VW との契約により開示を控えさせていただきます。)

4. 今後の見通し

当社は、和解金を当期中に支払う予定ですが、本件和解が当社の当期（平成 28 年 3 月期）の連結業績に与える影響は軽微です。

以 上